

山口きらら博記念公園文字モニュメント制作業務 プロポーザル実施要領

1 目的

県では、海に面した絶好のロケーションや広大な芝生広場など、山口きらら博記念公園（以下「公園」という。）の高いポテンシャルを活かし、幅広い県民が集う「交流拠点」や、県外の人に訪れてもらう「集客拠点」として、必要な施設整備を行うこととしています。

本業務では、フラワーガーデンや大型複合遊具広場等の供用開始に伴い増加している来園者に向け、フォトスポットとなる文字モニュメントを制作し、現地へ設置することを目的としています。

本業務の実施に当たっては、モニュメント制作に関する専門的知識及び技能を有する事業者からの提案により受託者を特定する、プロポーザル方式を採用することとし、その手続きについて必要な事項を定めます。

2 業務の概要

(1) 業務名

山口きらら博記念公園文字モニュメント制作業務委託

(2) 業務場所

山口きらら博記念公園（山口市阿知須きらら浜）

(3) 業務内容

- ①文字モニュメントの設計
- ②文字モニュメントの制作
- ③文字モニュメントの現地への設置
- ④報告書作成

(4) 委託費の上限

2, 800千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日までとする。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は山口県業務委託共通仕様書第1128条第1項に示すとおりである。ただし、同共通仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(8) その他

本業務においては、参考見積書の提出を求め、予定価格に反映させる。

3 応募資格

3.1 応募主体の条件

この業務に応募できる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 屋外に設置するモニュメント等の制作実績のある法人または団体であること。

- (2) 単独、あるいは、複数の企業等が連携した応募主体（以下、「共同体」という）であること。
- (3) 応募主体が共同体の場合は、本業務の全体統括を行う代表者を設置し、業務管理や山口県との窓口として、進捗などの報告を行うこと。代表者は、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。また、法人格を有する民間事業者または団体であること。
- (4) モニュメントの制作及び設置は、応募主体（共同体の場合は代表者）の責任で行うこと。
- (5) モニュメント制作に当たり、提案者の責任において提案内容に必要な法令上の許可等を有すること。
- (6) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (7) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者でないこと。
- (8) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (12) 業務管理責任者を選出すること。

3. 2 代表者（単独企業申請の場合は当該企業を指す）

代表者は、自ら事業を実施するとともに、当該事業の運営管理、安全管理等を行う母体としての機関であり、また、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。したがって、代表者は、以下の要件を満たすことが必要である。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがあるので留意すること。

（資格要件）

- (1) 本店を山口県内に有していること。
- (2) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (3) 山口県および参加団体との委託契約を締結できること。また、複数の企業等が連携した応募主体（共同体）である場合は、参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
- (4) 代表者としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (5) 過去に法令違反などの業務遂行上の事象が発生していないこと。
- (6) 代表者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ

報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、県に申し出ること。

(注1) 代表者と参加団体が締結する委託契約においても、山口県との委託契約に準拠していただきます。

4 モニュメント制作にかかる条件

- (1) 納期：令和7年12月26日（金）まで
- (2) 納品・設置場所：山口きらら博記念公園月の海周辺〈別紙参照〉
- (3) シンボルデザイン及び「きらら」の3文字の計4つのモニュメントを台座へ固定させること。
- (4) 月の海周辺（屋外、強風）への設置を踏まえ、公園利用者の安全性と、耐久性を確保できる素材及び構造であること。
- (5) 制作したモニュメントの納品にあたっては、公園管理者と事前に搬入経路等の確認を行うこと。
- (6) その他不明な点がありましたら、以下までお問い合わせください。

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（担当：徳重、塩山）

TEL：083-933-3732

FAX：083-933-3749

E-mail：a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年	9月19日（金）	質問書の提出期限
	9月25日（木）	参加表明書の提出期限
10月	2日（木）	企画提案書の提出期限
10月中旬頃		審査結果の通知、委託契約の締結

6 手続き等

本業務に関する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 担当部局（提出先）

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（担当：徳重、塩山）

TEL：083-933-3732

FAX：083-933-3749

E-mail：a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

- (2) 提出方法

書面、電子メール又は電子媒体（CD-RまたはDVD）を持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）

- (3) 関係資料の配布

以下に示す関係資料については、山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推

進室のホームページに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。

- ①山口きらら博記念公園文字モニュメント制作業務委託プロポーザル実施要領
- ②山口きらら博記念公園文字モニュメント制作業務委託プロポーザル仕様書
- ③参加表明書【様式1】
- ④企画提案書
 - ・企画提案資料【様式2-1～2-3】
 - ・業務実績【様式3】
- ⑤辞退届【様式4】
- ⑥質問書【様式5】

6. 1 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年9月25日（木）午後4時まで（必着）
- (2) 提出書類
参加表明書【様式1】

6. 2 企画提案書等の提出

- (1) 山口きらら博記念公園文字モニュメント制作業務仕様書（以下「仕様書」と記す。）に基づく企画提案として、以下の内容を簡潔にまとめ、企画提案提出書【様式2-1】に添えて提出してください。
- (2) 実施方針、実施体制、工程計画、安全性・耐久性に配慮した構造等に係る提案について、簡潔に記載してください。【様式2-2】
 - ・仕様書に記載した文字モニュメントについて、具体的に記述してください。
 - ・本業務の実施手順を示す工程計画を記述してください。
 - ・本業務の実施体制を記述してください。
 - ※担当者の氏名、実績、役割等を適宜記載してください。
- (3) 文字モニュメントレイアウト想定図【様式2-3】
 - ・文字モニュメントを図示し、サイズ、素材等がわかるように記載してください。
- (4) 業務実績【様式3】
 - ・モニュメントの制作に類似する業務の実績
- (5) 可能な限り内容を簡潔にまとめてください。
- (6) 提案内容を説明するため、必要に応じて図面、イラスト、写真等を挿入してください。ただし、詳細な図面を求めるものではありません。
- (7) 原則としてA4判とします。
ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とします。紙で提出する場合は、ヨコ型・左綴じ・片面印刷としてください。
- (8) 表紙及び目次を添付し、ページ番号を記載してください。
- (9) 企画提案は1者1提案とし、提出後の訂正及び差し替えは認めません。
- (10) 提出期限 令和7年10月2日（木）午後4時まで（必着）

6. 3 参考見積書（内訳書含む）【様式自由】

本要項2に示す委託業務の概要を踏まえて、業務実施に必要な経費を算出した見積書（様式自由）を1部提出してください。

- ・参考見積書は、提示した業務内容と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。

- ・参考見積書の業務価格（税抜き）は千円単位とすること。
- ・参考見積書は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、別途、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

6. 4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年9月19日（金）午後4時まで（必着）

(2) 提出方法

メール送信（質問書【様式5】のデータファイルをメール添付し、電話等による受信確認を行うこと。）、持参、FAX送信又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。）により提出することができる。ただし、軽微な内容の質問等については、この限りではない。

(3) 回答方法

令和7年9月24日（水）までに山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室のホームページに掲載する。

※質問及び回答について、原則、口頭による個別対応は行わない。

6. 5 最優秀提案者の特定

技術提案書は、「7 企画提案書の評価基準」に基づいて「9 審査委員会」が審査し、最高得点者を最優秀提案者として特定する。

6. 6 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して通知する。なお、審査結果に係る説明は行わない。

6. 7 随意契約に係る見積書の徴収

審査委員会が特定した最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とする。ただし、最優秀提案者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合等においては、次点のものを見積書の徴収の相手方とする。

6. 8 契約相手方の決定方法

- (1) 契約担当者は、6. 7の見積書により、予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者が2人以上あるときは、当該者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方とする。
- (3) 前項の規定により最低の価格をもって見積をした者が2人以上あるときは、書面によるくじにより契約相手方を決定する。書面によるくじを実施する場合は、対象者に場所及び日時を別途通知する。
- (4) 参加表明書提出後、6. 7の見積書を提出するまでの間であれば辞退はいつでも可能である。なお、辞退を行う場合には、【様式4】を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出することとする。提出場所は6（1）に同じ。

※6. 7の見積書を提出後、辞退する場合は、辞退した者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

7 企画提案書の評価基準

(1) 企画提案書の評価項目、評価基準及び項目別配点は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点		配点	配点の考え方	
		判断基準			
実施方針・実施体制・工程計画	実施方針	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	20	20	理解度が高い
				10	おおむね理解している
				0	全く理解していない
	実施体制	十分な実施体制が確保されている場合に優位に評価する	20	20	実施体制が十分確保されている
				10	実施体制が確保されている
				0	実施体制が確保されていない
	工程計画	業務実施手順を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	10	10	業務内容に沿った工程計画になっており妥当性が高い
				5	工程計画が妥当である。
				0	工程計画の妥当性が低い
安全性・耐久性に 配慮した構造等	的確性	屋外、強風を考慮し、倒壊防止のための強度確保や素材選定等が的確になされている場合に優位に評価する	30	30	とても充実している
				20	充実している
				10	提案されているが不十分である
				0	提案がない
	その他	その他、デザインや構造等で評価できる点がある場合に加点する	10	10	特に評価できる点がある
				5	評価できる点がある
				0	評価できる点はない
技術力	実績	類似業務の実績がある場合に優位に評価する	10	10	類似業務の実績がある
				0	類似業務の実績がない
合計			100		

※提案内容の水準を確保するため、最低基準点を合計点の6割とする。

(2) 提案内容に基づく業務の実施

企画提案について、採用した提案内容を契約書特約事項とするとともに、業務計画書に明記し、その内容を適切に履行するものとする。

8 企画提案書の作成上の基本事項及び作成方法

(1) 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、山口きらら博記念公園文字モニュメント制作の具体的な内容について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本実施要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又は本実施要領及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、「3 応募資格」を満たさない者の企画提案書は無効とする。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は6. 2に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

9 審査委員会

審査は、提出書類について行う。

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

所属・職名			備考
土木建築部	山口きらら博記念公園交流拠点化推進室	室次長	委員長
土木建築部	山口きらら博記念公園交流拠点化推進室	調整監	委員
土木建築部	山口きらら博記念公園交流拠点化推進室	主査	委員
土木建築部	山口きらら博記念公園交流拠点化推進室	主査	委員
土木建築部	山口きらら博記念公園交流拠点化推進室	主査	委員
土木建築部	都市計画課	調整班長	委員
土木建築部	都市計画課	街路公園班 グループリーダー	委員

10 失格

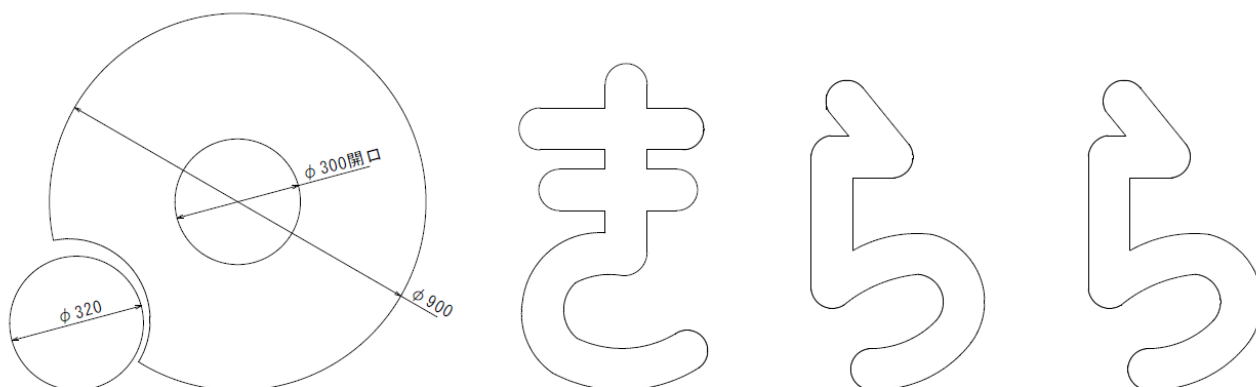
下記のいずれかに該当する場合には失格するとともに、指名停止の措置を行うことがある。

- (1) 審査委員会に直接的、間接的に問わず連絡を求めた場合
- (2) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) 関係資料に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関係資料に虚偽の記載をした場合には、関係資料を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。また、提出された関係資料が下記のいずれかに該当する場合には、原則としてその関係資料を無効とする。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - ・実施要領に指定された項目に適合しない場合
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
 - ・内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容の場合
 - ・企画提案書の中に矛盾等があり、整合性が図られていない場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
 - ・業務内容に対して参考見積が大きく乖離している又は不適切な場合
 - ・参考見積の金額（消費税及び地方消費税を含む）が2（4）に示した金額を超える場合
- (3) 関係資料の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された関係資料は返却しない。
- (5) 関係資料の提出後において、原則として関係資料に記載された内容の変更を認めない。
また、参加表明書及び企画提案書に記載した業務管理責任者は、原則として変更できない。
但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。

1 モニュメントデザイン等



- ・多目的ドームをイメージした図形及び「ま」「ら」「ら」の3文字構成とし、各文字の高さは700mm以上とする
 ※文字のフォント指定はないが、親しみやすい字体とすること
 ※モニュメントはそれぞれ着色すること
 （参考：山口きらら博記念公園HP上では、イメージ図形は青系色）
- ・現場設置にあたって必要となる台座を制作し、モニュメントを台座へ安定的に固定した構造とする
- ・海沿、強風エリアであることを踏まえ、耐久性の高い素材を使用する

2 設置場所



- ・台座及びモニュメントの素材、構造等を踏まえ、設置場所案も提案のこと
 ※最終的な設置場所については、県と協議の上で決定する